

## ○制度金融の改正概要

### 1 経営安定支援融資(原油・原材料価格高騰対策分)の創設

項目	内容
対象	売上原価の20%以上を占める原油・原材料の最近1カ月の仕入価格が前年同期比で20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等の価格に転嫁できない状況にあるもの ※原油・原材料とは、重油、ガソリン、灯油、鉄鋼等の金属材料、小麦等の農林水産物などの原材料をいう。
資金使途	経営の安定に必要な運転資金
限度額	80百万円(経営安定支援融資(一般分)とは別枠)
期間	7年以内(据置2年以内)
利率	1.95%(付保の場合1.50%)
適用期間	平成20年8月1日から平成21年3月31日まで

### 2 地域商工業活性化融資(原油・原材料使用量削減対策分)の創設

項目	内容
対象	既存設備に比べ(新設の場合は、平均的な設備に比べ)、同一作業・工程に使う原油・原材料の使用量が20%以上削減できると見込まれる設備を導入する者で投資総額500万円以上の者 ※原油・原材料とは、重油、ガソリン、灯油、鉄鋼等の金属材料、小麦等の農林水産物などの原材料をいう。
資金使途	当該事業に要する設備資金
限度額	50百万円(特認200百万円)
期間	10年以内(据置2年以内)
利率	2.25%(付保の場合1.85%)
適用期間	平成20年8月1日から平成21年3月31日まで